

みんなの水辺サポート推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、ボランティア活動の普及啓発や河川・海岸愛護を中心とした地域環境の保全向上、共生協働による活力ある地域社会づくりのため、予算の定めるところにより、補助事業を行う団体等に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、県管理の河川又は海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸に限る。）の延長100m以上の区間で年1回以上の定期的な除草、伐採又はゴミ拾い等の清掃・美化活動等（以下「美化活動」という。）を行う団体又は個人（以下「みんなの水辺サポーター」という。）とする。

(登録申込)

第3条 みんなの水辺サポーターへの登録を希望する団体等は、登録申込書（別記第1号様式）を提出するものとする。

2 前項の登録申込書（平成28年度以前に提出された改正前のみんなの水辺サポート推進事業補助金交付要綱第3条第1項に定める「参加申込書」を含む）を提出していない団体又は個人は、補助金の交付申請を行うことはできない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、美化活動に要する経費で別表に掲げるものとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は対象経費の全額とする。ただし、1団体あたり年間30,000円を上限とする。

2 水分補給用経費（飲料品代）については、参加人数に150円を乗じた額を対象経費とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請及び規則第13条の実績報告は、補助金交付申請・実績報告書（別記第2号様式）によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書及び実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 対象経費の支払証拠書類（領収書の写し等。ただし水分補給用経費（飲料品代）は不要。）

3 補助金交付申請・実績報告書の提出期限は、補助事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第7条 知事は、規則第3条の補助金交付申請書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び確定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第4号様式のとおりとする。

3 前項の請求書は、補助金交付申請・実績報告書と併せて提出することができるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後のみんなの水辺サポート推進事業補助金交付要綱の規定は平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費
<p>1 清掃・美化活動経費 草刈・伐採に要する機器の燃料代，ゴミ袋，軍手，草刈機の替刃，鎌，ほうき，ちりとり，ゴミばさみ，一輪車，草刈機，ゴーグル，フェイスガード，チェーンソー替刃，チェーンソーオイル，熊手，剪定ばさみ，のこぎり，フォーク，すね当て，高枝切りばさみ，レーキ，おの，草木等搬出用資材（ひも，軽トラックシート，留め具類），なた，ブロワー，脚立，長靴，スコップの購入費及び修理費</p> <p>2 水分補給用経費（飲料品代）</p> <p>3 安全対策経費 セーフティーコーン，のぼり旗，立て看板，作業用安全ベストの購入費</p> <p>4 重機・運搬車両・草刈機のリース料，収集した草木等の処分手数料，伐採に要する重機・運搬車両の燃料代</p>